（償還金等の受領者の告知等に関する経過措置）

第十一条　新令第三百四十六条第五項において準用する新令第三百四十二条第四項並びに新令第三百四十六条第六項において準用する新令第三百四十三条第五項及び第三百四十四条の規定は、施行日以後に新令第三百四十六条第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十六条第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

２　新令第三百四十六条第六項において準用する新令第三百四十三条第四項の規定は、施行日以後に新令第三百四十六条第三項の規定による告知をする場合について適用する。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）

第十二条　新令第三百四十八条第四項、第三百四十九条第五項及び第三百五十条の規定は、施行日以後に新令第三百四十八条第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十八条第一項から第三項までの規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

２　新令第三百四十九条第四項の規定は、施行日以後に新令第三百四十八条第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用する。

（先物取引の差金等決済をする者の告知等に関する経過措置）

第十三条　新令第三百五十条の三第四項、第三百五十条の四第五項及び第三百五十条の五の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の三第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の三第一項から第三項までの規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

２　新令第三百五十条の四第四項の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の三第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用する。

（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）

第十四条　新令第三百五十条の八第四項、第三百五十条の九第五項及び第三百五十条の十の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の八第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の八第一項から第三項までの規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

２　新令第三百五十条の九第四項の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の八第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用する。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第二条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第二項の規定は、施行日以後に生ずる災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第一条に規定する災害により被害を受ける場合について適用し、施行日前に生じた当該災害により被害を受けた場合については、なお従前の例による。

（所得税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十六条　所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第三条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第九条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第十一条第一項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第三項及び第四項中「三十一年経過措置資産の譲渡等」を「元年経過措置資産の譲渡等」に改める。

附則第十二条第六項中「平成三十五年」を「令和五年」に改める。

附則第十三条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第十五条から第十七条までの規定中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第十八条及び第十九条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二十七条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十七条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第二号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第五条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第六条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第八条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十八条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、「第十条の規定による改正後の」を削り、「同条第八号力」を「同条第八号ヨ」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十二号

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「ヲまで」を「ワまで」に改め、同号に次のように加える。

ワ　第百十九条の三第七項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）（第百十九条の四第一項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定により第百十九条の三第七項に規定する他の法人の株式又は出資の同項に規定する基準時の直前における帳簿価額から減算される金額